

- 1 会議名 議会運営委員会
- 2 日 時 平成31年2月18日(月)
開会 午前9時58分
閉会 午前10時49分
- 3 場 所 正・副議長応接室
- 4 出席委員 (委員長)堀 巖、(副委員長)木村冬樹
(委員)鈴木麻住、鬼頭博和、関戸郁文
黒川武議長、大野慎治副議長
- 5 欠席委員 なし
- 6 説明員 行政課長 佐野剛、議会事務局長 隅田昌輝、同統括主査 寺澤頭
- 7 委員長あいさつ
- 8 議長あいさつ
- 9 協議事項
- (1) 議案の上程について
行政課長：資料に基づき説明
議案の内訳としては、報告1件(専決処分2件)、人事案件3件、条例23件(制定3件、一部改正19件、廃止1件)、補正予算4件、新年度予算7件、規約変更1件。
- (2) 会期の確認について
議会事務局統括主査：資料に基づき説明
一般質問は初日が5人、中日が2人、最終日を2人と決した。
- (3) 議案精読時間について
15分間と決した。
- (4) 代表質問の発言順位について
議会事務局統括主査：全会派(4会派)から通告された。
発言順位については、申合せにより、真政クラブ(大野慎治議員)・創政会(梅村均議員)・日本共産党岩倉市議団(梶谷規子議員)・公明党(鬼頭博和議員)の順に決した。
- (5) 本会議での写真撮影について
代表質問時に例年同様に写真撮影を行うことに決した。

(6) 委員会代表質問及び一般質問発言順序について

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

くじにより次の順番に決した。

2月27日(水) 鈴木議員、木村議員、櫻井議員、須藤議員、宮川議員

2月28日(木) 塚本議員、堀議員

3月1日(金) 相原議員、関戸議員

(7) 平成31年度一般会計予算の本会議質疑区分表について

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

大野副議長：委員会の質疑区分に関し、民生費を分けてはどうかという意見があったのではないか。

堀委員長：項2児童福祉費について、目1児童福祉総務費と目2保育園費、目3児童館総務費以降のふたつに分けることとする。今後も予算書の頁数のみならず、質疑の量・時間も勘案しながら変更すべきものは変更していきたい。

黒川議長：委員会の質疑で気になってはいた。これまでは個人が何項目か質疑があると通しで行ってきた。他の議員で関連質問があれば項目に合わせて質疑いただければ良いのだが、頁が行ったり来たりで考慮頂きたい。

鈴木委員：他の議員の質疑が始まると追質問がいくらあるのかわからないという点もある。質疑中に割り込むのもどうかと躊躇するところもある。

木村副委員長：委員長の計らいの中で「今の質疑に関し、関連する質疑はありませんか。」と尋ねかけても良いのではないか。「無ければどうぞ。」と進んでいくのではないか。

堀委員長：「関連の質疑を」と各委員に促すことにしたい。

各委員：「賛成」の声あり。

堀委員長：各委員会委員長は関連質疑について、促していくことに決する。

(8) 請願及び陳情の取扱いについて

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

本日時点での請願の提出はなし。陳情は4件提出されている。

木村副委員長：「2019年度国民健康保険料(税)に関する要望」であるが、陳情という形で受理するかどうか、議会あてのみならず市長へも提出されているようだが、市長にも届いているのか。

議会事務局統括主査：わからないため、確認する。

木村副委員長：要望ではあるが、議会として広く受け止めることも大切かと

考える。

堀委員長：陳情は会派に持ち帰って議論するものとする。

(9) 平成30年度予算（議会関連分）の補正について

議会事務局長：資料に基づき説明

質疑なし。

(10) その他

(議会基本条例の一部改正について)

大野副議長：議会機能強化チームであるが、議会基本条例の一部改正について、議案提出前に執行機関への報告も必要になるかと考え、話合いの場について協議いただきたい。

木村副委員長：第23条の事務局機能の強化であるが、事務局として改正案の準備はどうか。

議会事務局長：準備はしてあるので、話合いが終われば例規審査委員会に審査できる状態である。

堀委員長：部長会というか、今回の改正は議長の任免権についてである。よって議長と市長の共通認識事項と考えるがどのようなようか。

黒川議長：議長から市長へ今の段階で話合いの場は持っていない。議会運営委員会の場で決するのであれば市長へ説明する。法律に規定されていることを条例にも同様に規定するという点、そして事前協議するという2点のポイントである。

木村副委員長：市長に直接申し入れるということが重要と考える。

堀委員長：部長会とは話合い、むしろ報告会とする意義はどうか。二元代表制からして、議会と市長は対等であって、議運として部長に説明する必要があるのか疑問である。

鈴木委員：トップが説明を受けて、それを下ろしていくという解釈で良いか。

堀委員長：そのとおりである。

黒川議長：議長の任免権と予め協議することは矛盾とも捉えることができるが、実態的にこれまでも行ってきたことで、調和が取れるという意味合いでこの文言に落ち着いたのかと考える。任免権との規定があれば、事前協議は必要ないかとも取れる。誤った解釈をされてしまうことは避けたい。

木村副委員長：これまでやってきたことだと思っている。実行されていることを明文化することなので、さほど大きな問題ではないと考える。必要があれば議運の委員も対応することでどうか。

黒川議長：今後に向けてはっきりさせたいという趣旨でもある。

堀委員長：この方向性で良いか。

各委員：「賛成」と発言有り。

黒川議長：上程はいつになるか。

堀委員長：最終日である。

（申入れについて）

黒川議長：資料のと通りの申入れを行った。

（寄附行為及び行政視察対応後の議員の行動について）

黒川議長：2件の問題について、3月定例会前に代表者会を開催し、意見交換を行いながら収束を図っていきたい。

堀委員長：この件に関し、各会派からの意見はないか。

鈴木委員：代表者会で話し合うよう会派としては申し入れていく。

堀委員長：代表者会の具体的日程はいつか。

黒川議長：2月21日（木）しかないと考える。調整を行う。

鬼頭委員：議長のもと、代表者で話し合えば良いと考える。

木村委員：この問題は啞然としたが、代表者会で良いかと考える。

黒川議長：代表者会は当事者なしで進めるのもいかがなものかと考え、関戸議員、伊藤議員には出席願いたい。必要があれば意見も聞きたい。

鈴木委員：これまでの経過もあるので、議運委員長は出席しても良いのでは。

黒川議長：任意ではあるが、議会運営委員会委員もオブザーバーとしての出席を呼びかける。

10 その他

特になし。